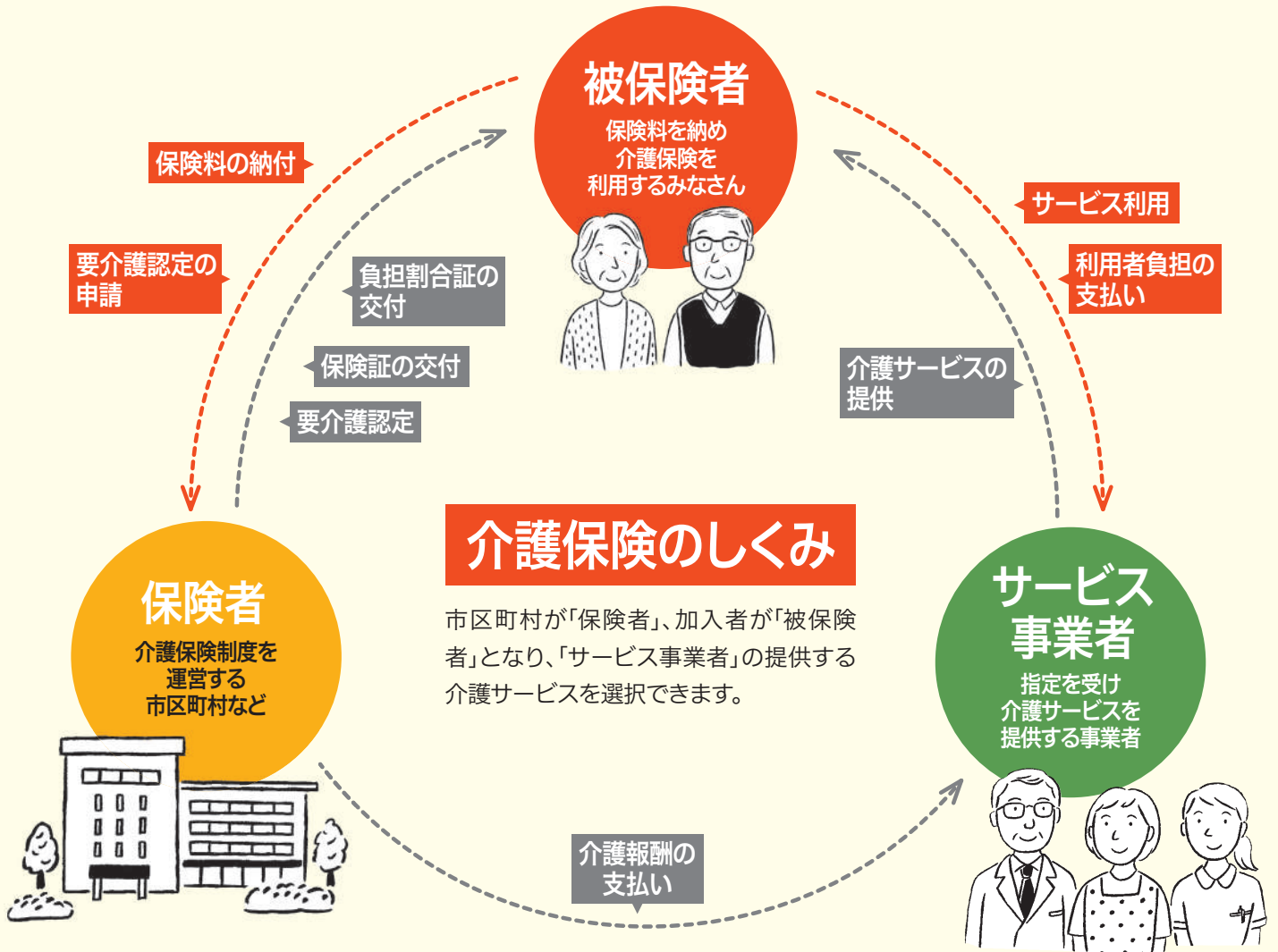


# 「介護保険制度」 について

病気や加齢に伴う体力の低下により介護が必要になった高齢者が、介護サービスを受けられる制度です。介護を必要とする状態になっても安心して生活が送れるよう、高齢者やそのご家族を社会全体で支えます。正しい知識を持って、サービスを有効に活用しましょう。



**保険者**  
お住まいの市区町村



**被保険者**  
**第1号被保険者**  
65歳以上の方  
要介護認定において介護が必要と認定された場合、いつでもサービスを受けることができます。



**第2号被保険者**  
40歳から64歳までの方  
介護保険の対象となる特定疾病により介護が必要と認定された場合は、介護サービスを受けることができます。



**サービス事業者**  
指定を受けた民間企業・社会福祉法人・医療法人・NPO法人などがサービスを提供します。

- ① 居宅サービス**  
訪問介護、訪問看護  
訪問リハビリテーション  
通所介護 ほか
- ② 施設サービス**  
介護老人福祉施設  
介護老人保健施設  
介護療養型医療施設
- ③ 地域密着型サービス**  
小規模多機能型居宅介護  
夜間対応型訪問介護  
認知症対応型共同生活介護 ほか

# 申請の流れ



## 申請

市区町村の介護保険担当窓口または地域包括支援センターなどへ申請書を提出。費用はかかりません。

## 訪問審査

調査員が自宅や入院先を訪問し、本人や家族の協力のもと聞き取りや動作確認を行います。特記事項の確認やコンピューターによる判定も行われます。



## 主治医意見書

市区町村からの依頼で心身の状況や病気などについて意見書を作成します。



## 介護認定審査会による審査判定

訪問調査の結果と主治医意見書、特記事項をもとに、保健・医療・福祉の専門家からなる介護認定審査会で審査を行い、要介護状態区分を判定します。

## 認定結果の通知

自立

非該当

原則として申請日から30日以内に市区町村が認定結果を通知します。

該当



認定された場合の介護保険サービス自己負担割合は、所得金額によって異なります。

介護度	状態	利用限度額/月	自己負担額/月
要支援1	日常生活動作はほぼ自分で行うことができるが、手段的日常生活動作について何らかの支援が必要な状態	50,320円	(1割) 5,032円
			(2割) 10,064円
			(3割) 15,096円
要支援2	要支援1よりも日常生活動作を行う能力がわずかに低下している状態	105,310円	(1割) 10,531円
			(2割) 21,062円
			(3割) 31,593円
要介護1	要支援状態から、手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態	167,650円	(1割) 16,765円
			(2割) 33,530円
			(3割) 50,295円
要介護2	要介護1の状態に加え、日常生活動作にも部分的な介護を要する状態	197,050円	(1割) 19,705円
			(2割) 39,410円
			(3割) 59,115円
要介護3	日常生活動作と手段的日常生活動作の両方の面で動作能力が著しく低下し、ほぼ全面的な介護を要する状態	270,480円	(1割) 27,048円
			(2割) 54,096円
			(3割) 81,144円
要介護4	要介護3の状態よりさらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態	309,380円	(1割) 30,938円
			(2割) 61,876円
			(3割) 92,814円
要介護5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を行うことがほぼ不可能な状態	362,170円	(1割) 36,217円
			(2割) 72,434円
			(3割) 108,651円

### 1割負担

合計所得金額が160万円未満

### 2割負担

合計所得金額が160万円以上

【単身世帯】

年金収入+その他合計所得金額=280万円以上  
※単身で年金収入のみの場合は280万円以上に相当

【夫婦世帯】

年金収入+その他合計所得金額=346万円以上

### 3割負担

合計所得金額が220万円以上

【単身世帯】

年金収入+その他合計所得金額=340万円以上  
※単身で年金収入のみの場合は344万円以上に相当

【夫婦世帯】

年金収入+その他合計所得金額=463万円以上  
※合計所得金額…給与収入や事業収入などから給与所得控除や必要経費を控除した金額

※介護保険施設に入居している場合には、負担割合に応じた費用の負担のほかに、居住費、食費、日常生活費も必要となります。

※2023年8月現在の介護保険制度にもとづき作成しております。詳しくは各市町村等にご確認ください。

# 「介護保険制度」について

## 介護保険で給付の対象となる特定福祉用具

### 購入に対する給付

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、入浴や排泄に用いる福祉用具を販売します。福祉用具を利用することで日常生活上の便宜を図り、

家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。年間10万円を上限として1割負担でご購入いただけます。※1

※特定福祉用具は都道府県の指定を受けた、指定事業者から購入する必要があります

※詳しくは、行政介護保険窓口、地域包括支援センター、またはケアマネジャーにお問い合わせください

※1 合計所得金額に応じて、負担額が2割または3割に引き上げられます

### 給付対象となる特定福祉用具

入浴用具や腰掛け便座など利用者の肌が直接触れることにより再利用に抵抗感が伴うものなどが特定福祉用具となり、販売対象となります。給付方法は、まず全額を支払って購入し、

その後に市区町村役場へ申請して払い戻しを受ける償還払いという形になります。ただし、市区町村によっては、給付券方式、受領委任払い方式などを行っている場合もあります。

※合計所得金額に応じて、負担額が2割または3割に引き上げられます

#### 腰掛け便座

- 和式便器の上に置いて腰掛式に変更するもの（腰掛式に交換する場合高さを補うものを含む）
- 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- 電動式またはスプリング式で、便座から立ち上がる際に補助できる機能を有するもの
- ポータブルトイレ



#### 自動排泄処理装置の交換可能部分

- 居宅要介護者または、介護者が容易に交換できるもの
- レシーバー、チューブ、タンク等のうち尿や便の経路となるもの



#### 排泄予測支援機器

- 膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に通知するもの

#### 入浴補助用具

- 入浴に際しての座位の保持、浴槽への出入り等の補助を目的とする用具であって、次のいずれかに該当するもの
- (1)入浴用いす (2)入浴台 (3)浴槽用手すり (4)浴室内すのこ
- (5)浴槽内いす (6)浴槽内すのこ (7)入浴用介助ベルト



#### 簡易浴槽

- 空気式または折り畳み式等で容易に移動できるものであって、取水または排水のために工事を伴わないもの



#### 移動用リフトのつり具の部分

- 身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること ※移動用リフト本体は貸与（レンタル）対象の商品です



### 住宅改修に対する給付

介護保険の認定を受けている方は、手すりの取り付けや段差の解消など下記の住宅改修が、20万円を上限として1割

の自己負担で工事できます。※2

※要介護状態区分が重くなったとき（3段階上昇時）、または転居は再度20万円までの支給限度基準額が設定されます

※2 要支援・要介護区分にかかわらず、合計所得金額に応じて、負担額が2割または3割に引き上げられます

#### 適応となる住宅改修

- (1)手すりの取り付け
- (2)段差の解消
- (3)滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- (4)引き戸等への扉の取り替え
- (5)洋式便器等への便器の取り替え
- (6)その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

#### 申請の流れ

- (1)住宅改修についてケアマネジャーなどに相談
- (2)申請書類または書類の一部提出・確認
  - 支給申請書 ●内訳書、領収書 ●理由書
  - 住宅改修後の完成予定の状態がわかるもの（写真または簡単な図を用いたもの）
- (3)施工→完成
- (4)住宅改修費の支給申請・決定

### 貸与の対象となる福祉用具

要支援・要介護度に応じた支給限度額の範囲内で、月額レンタル料の1割が自己負担となります。※3 支給限度額を

超えた分に関しては全額自己負担になります。

※3 貸与金額は、福祉用具の種類・品目・事業者により異なります。また、合計所得金額に応じて、負担額が2割または3割に引き上げられます

#### 手すり



要支援・要介護  
1-5

取り付けに際し工事を伴わないものに限る

#### スロープ



要支援・要介護  
1-5

段差解消のためのものであって、取り付けに際し工事を伴わないものに限る

歩行器		要支援・要介護 1-5	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る(自動制御等の付加された歩行器を含む) ●車輪を有するものにあつては、体の前および左右を囲む把手等を有するもの ●四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの
歩行補助つえ		要支援・要介護 1-5	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフトランド・クラッチ、ブラットホーム・クラッチおよび多点杖に限る
車いす		要介護 2-5	自走式標準型車いす、普通型電動車いす、介助式標準型車いす、電動車いす
車いす付属品		要介護 2-5	クッション、電動補助装置等であつて、車いすと一体的に使用されるものに限る
特殊寝台		要介護 2-5	サイドレールが取り付けられているもの、または取り付け可能なものであつて、下のいずれかの機能を有するもの ●背部または脚部の傾斜角度が調整できる機能 ●床板の高さが無段階に調整できる機能
特殊寝台付属品		要介護 2-5	マットレス、サイドレール等であつて、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る
床ずれ防止用具		要介護 2-5	次のいずれかに該当するものに限る ●送風装置または空気圧調整装置を備えた空気マット ●水等によつた減圧による体圧分散効果を持つ全身用のマット
体位変換器		要介護 2-5	空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限る 体位の保持のみを目的とするものを除く
認知症老人徘徊感知機器		要介護 2-5	認知症老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの
移動用リフト (つり具の部分を除く)		要介護 2-5	床行走式、固定式または据置式であり、かつ、身体をつり上げ、または体重を支える構造を有するものであつて、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの (取り付けに住宅の改修を伴うものを除く)
自動排泄処理装置		排便機能を有するもの 要介護 4・5 それ以外のもの 要支援・要介護 1-5	尿または便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであつて、居宅要介護者等またはその介護を行う者が容易に使用できるもの (交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであつて、居宅要介護者等またはその介護を行う者が容易に交換できるもの)を除く)

## 「日常生活用具給付等事業」について

### 日常生活用具給付等事業とは

日常生活用具を必要とする障害者、障害児、難病患者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業です。各市町村長に申請し、市町村の決定で支給するものです。



### 介護における日常生活用具参考例

介護・訓練支援用具	特殊寝台 特殊マット 特殊尿器 入浴担架 体位変換器 移動用リフト
自立生活支援用具	入浴補助用具 便器 T字状・棒状のつえ 移動・移乗支援用具 特殊便器 火災警報機 自動消火器 ほか
在宅療養等支援用具	ネブライザー(吸入器) 電気式たん吸引器 酸素ボンベ運搬車 ほか
情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具 福祉電話(貸与) ほか
排泄管理支援用具	紙おむつ等 収尿器 ほか
居宅生活動作補助用具	在宅改修費